

公売公告兼見積価額公告別紙

売却区分番号	姫26-1		
見積価額	7,970,000円	公売保証金	800,000円
財産の表示	1 土地 所在 : 姫路市林田町久保字中河内 地番 : 1 1 6 番 1 地目 : 宅地 地積 : 1 3 3 ・ 6 4 平方メートル 2 土地 所在 : 姫路市林田町久保字中河内 地番 : 1 1 7 番 1 地目 : 宅地 地積 : 3 2 4 ・ 6 4 平方メートル 3 土地 所在 : 姫路市林田町久保字中河内 地番 : 1 1 8 番 1 地目 : 畑 地積 : 4 2 平方メートル 4 土地 所在 : 姫路市林田町久保字中河内 地番 : 1 1 8 番 2 地目 : 宅地 地積 : 3 0 7 ・ 4 3 平方メートル 5 土地 所在 : 姫路市林田町久保字中河内 地番 : 1 1 8 番 3 地目 : 畑 地積 : 6 6 平方メートル 6 土地 所在 : 姫路市林田町下構字古屋敷 地番 : 1 3 番 1 地目 : 宅地 地積 : 1 1 0 ・ 5 8 平方メートル 7 建物 所在 : 姫路市林田町久保字中河内 1 1 8 番地 2、 1 1 8 番地 1、1 1 8 番地 3、 1 1 7 番地 1、1 1 6 番地 1 家屋番号 : 1 1 8 番 2 種類 : 居宅 構造 : 木造瓦葺 2 階建 床面積 : 1 階 3 3 7 ・ 5 8 平方メートル 2 階 1 8 6 ・ 4 1 平方メートル (不動産登記簿の表示による)		
公法上の規制	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	第二種中高層住居専用地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	150%	

接道条件 (財産1から5)	南側が幅員約5メートルの舗装市道、東側が幅員約1.6メートルの舗装里道に接面	
接道条件 (財産6)	西側・南側が幅員約5メートルの舗装市道に接面	
地盤・地勢 (財産1から5)	間口約33メートル、奥行約21メートルの平坦な中間画地 北側の間口は約18メートル	
地盤・地勢 (財産6)	間口約14.5メートル、奥行平均約7.6メートルの平坦な中間画地	
供給処理施設	上水道	あり
	公共下水道	あり
	都市ガス	なし
使用状況及び 賃貸借関係等	財産1から5は、財産7の敷地として利用されている。 財産6は駐車場として利用されている。 財産7は、登記簿上平成6年3月30日の建築であり、令和8年8月現在、所有者が居宅として使用している。	
最寄駅等	JR姫新線「東薺崎」駅北東方約3キロメートル	
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。	
特記事項	1. 財産7には未登記の附属家が存在します。附属家は従物として公売財産に含まれます。 種類 : 物置 構造 : 木造瓦葺平家建 床面積 : 約27平方メートル 2. 財産3及び5は地目が畑ですが、平成10年12月14日に住宅敷地の拡張を目的とした転用許可(農地法第5条)がなされているため、買受適格証明書の提出は不要です。所有権移転後に買受人の負担で地目変更の登記を行ってください。 3. 財産7の部屋構成は概ね次のとおりです。 1階: LDK、和室6室、洋室1室 2階: DK、和室2室、洋室5室 ただし、現況を優先します。	
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1. 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2. 姫路市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合について、担保責任を負いません。 3. 国税徴収法第89条第3項の規定による一括換価の方法により公売します。 4. 姫路市は、公売財産の引渡し及び公売財産を占有する者に対する明渡しの義務を負いません。姫路市は、法令の規定に基づき、権利移転の登記を登記所に囑託します。 5. 公売財産と隣接地との境界については、買受人の責任において隣接地所有者と協議してください。 6. 公売財産内に残置された動産の取扱いについては、買受人の責任において、その所有者と協議してください。 7. 姫路市は、公売財産について、土壌汚染、アスベストその他の有害物質に関する専門的な調査を行っていません。	

問合せ先

姫路市財政局税務部納税課 電話 079-221-2289